

令和4年度

四ヶ郷組合
三ヶ村組合
六ヶ郷組合
西一郷半組合
決算審査意見書

倉敷市監査委員

監 第 38 号
令和5年8月3日

倉 敷 市 長
伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員 井 上 計 二
倉敷市監査委員 濱 田 弘
倉敷市監査委員 三 村 英 世
倉敷市監査委員 塩 津 孝 明

令和4年度四ヶ郷組合、三ヶ村組合、六ヶ郷組合、西一郷半組合決算審査意見について

地方自治法第292条の規定により、審査に付された令和4年度四ヶ郷組合、三ヶ村組合、六ヶ郷組合、西一郷半組合の決算書及び証書類等を審査した結果、その意見は、次のとおりである。

目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審査の実施場所及び期間	1
第3	審査の着眼点及び方法	1
第4	審 査 の 結 果	1

審査の概要と意見

四ヶ郷組合

1	決 算 収 支	2
2	歳 入	2
3	歳 出	3
4	解散に伴う事務について	4
5	意 見	4

三ヶ村組合

1	決 算 収 支	5
2	歳 入	5
3	歳 出	6
4	解散に伴う事務について	7
5	意 見	7

六ヶ郷組合

1	決 算 収 支	8
2	歳 入	8
3	歳 出	9
4	解散に伴う事務について	10
5	意 見	10

西一郷半組合

1	決 算 収 支	11
2	歳 入	11
3	歳 出	12
4	解散に伴う事務について	13
5	意 見	13

(注)

- 1 文中の金額は、原則として万円単位で表示した。
- 2 金額は、単位未満を切り捨てた。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」、平均及び単位当たりの数値は、特に必要がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入した。このため、歳出予算の執行率のように 100%を超えることがない場合でも 100.0%と表示されることがある。また、計数が一致しない場合がある。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「－」 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの
 - 「△」 負数又は減数
 - 「皆増」 比率の対象となる該当数値がないもの又は「0」から増加したもの
 - 「皆減」 比率の対象となる該当数値がなくなったもの又は減少して「0」となったもの

この決算審査は、地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合である四ヶ郷組合、三ヶ村組合、六ヶ郷組合、西一郷半組合の解散に伴い令和5年3月31日をもって打ち切られた令和4年度決算について、地方自治法第292条の規定に基づき、同施行令第5条第3項を準用し、その事務を継承した倉敷市長から倉敷市監査委員の審査に付されたものである。

第1 審査の対象

令和4年度四ヶ郷組合歳入歳出決算書
令和4年度四ヶ郷組合歳入歳出決算事項別明細書
令和4年度三ヶ村組合歳入歳出決算書
令和4年度三ヶ村組合歳入歳出決算事項別明細書
令和4年度六ヶ郷組合歳入歳出決算書
令和4年度六ヶ郷組合歳入歳出決算事項別明細書
令和4年度西一郷半組合歳入歳出決算書
令和4年度西一郷半組合歳入歳出決算事項別明細書
実質収支に関する調書
その他上記会計決算に関する証書類

第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室
令和5年7月7日から令和5年8月3日まで

第3 審査の着眼点及び方法

決算審査に当たっては、倉敷市監査基準に準拠し、提出された決算書及び附属書類が地方自治法その他関係法令等に適合して作成され、予算の執行及び会計処理が適正であるかどうかを関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。併せて、解散に伴う事務手続きについても、同様に実施した。

第4 審査の結果

決算書及び附属書類は、いずれも関係法令等に適合して作成されており、証書類と照合審査した結果、予算の執行及び会計処理は概ね適正であると認めた。

審査の概要と意見は次のとおりである。

四ヶ郷組合

1 決算収支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	1,378,500	4,718,500	△3,340,000	△70.8
歳 入 決 算 額	1,910,220	2,277,578	△367,358	△16.1
歳 出 決 算 額	912,436	1,572,858	△660,422	△42.0
歳入歳出差引額	997,784	704,720	293,064	41.6

歳入決算額は 191 万円、歳出決算額は 91 万円で、前年度に比べ歳入で 36 万円 (16.1%)、歳出で 66 万円 (42.0%) といずれも減少している。歳入歳出差引額は 99 万円である。

2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	1,378,500	1,910,220	1,910,220	138.6	100
3 年 度	4,718,500	2,277,578	2,277,578	48.3	100
対前年度増減	△3,340,000	△367,358	△367,358	90.3	0
増 減 率	△70.8	△16.1	△16.1	—	—

収入済額は 191 万円で、前年度に比べ 36 万円 (16.1%) の減少となっている。予算現額に対する収入済額の割合は 138.6%、調定額に対する収入済額の割合は 100%となっている。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	金 額	増減率
分担金及び負担金	1,145,500	60.0	1,229,500	54.0	△84,000	△6.8
財産収入	0	0	12,109	0.5	△12,109	皆減
繰越金	704,720	36.9	535,969	23.5	168,751	31.5
諸収入	60,000	3.1	60,000	2.7	0	0
繰入金	0	0	440,000	19.3	△440,000	皆減
合 計	1,910,220	100	2,277,578	100	△367,358	△16.1

収入済額 191 万円は、分担金及び負担金 114 万円 (60.0%)、繰越金 70 万円 (36.9%)、諸収入 6 万円 (3.1%) である。

分担金及び負担金 114 万円の内訳は、岡山市分担金 82 万円、倉敷市分担金 31 万円となっており、前年度に比べ 8 万円 (6.8%) の減少となっている。

繰越金は、前年度に比べ 16 万円 (31.5%) の増加となっている。

3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不用額	不用率
4 年 度	1,378,500	912,436	66.2	466,064	33.8
3 年 度	4,718,500	1,572,858	33.3	3,145,642	66.7
対前年度増減	△3,340,000	△660,422	32.9	△2,679,578	△32.9
増 減 率	△70.8	△42.0	—	△85.2	—

支出済額は 91 万円で、前年度に比べ 66 万円 (42.0%) の減少となっている。執行率は 66.2% で、前年度に比べ 32.9 ポイント上昇している。

不用額は 46 万円で、前年度に比べ 267 万円 (85.2%) の減少となっており、予算現額に対する割合は 33.8% で、前年度に比べ 32.9 ポイント低下している。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支 出 済 額	構成比率	支 出 済 額	構成比率	金 額	増減率
議 会 費	478,305	52.4	478,305	30.4	0	0
総 務 費	170,193	18.7	135,209	8.6	34,984	25.9
農林水産業費	263,938	28.9	959,344	61.0	△695,406	△72.5
合 計	912,436	100	1,572,858	100	△660,422	△42.0

支出済額 91 万円は、議会費 47 万円 (52.4%)、農林水産業費 26 万円 (28.9%)、総務費 17 万円 (18.7%) である。

総務費は、前年度に比べ 3 万円 (25.9%) の増加となっている。

農林水産業費は、前年度に比べ 69 万円 (72.5%) の減少となっている。

4 解散に伴う事務について

(1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 997,784 円については、法定協議会「足守川水系用水施設管理協議会」(以下「新協議会」という。)に引き継がれていた。

(2) 公有財産 (土地、基金) について

3 月末日の組合が保有する土地 1,744.00 m²については、倉敷市へ分配されていた。

3 月末日の基金残高 26,650,820 円については、岡山市及び倉敷市へ返金されていた。

(3) 官公庁への届出について

「四ヶ郷組合の解散届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付) が岡山県知事あてに提出されていた。

(4) 構成団体の協議書について

解散に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

- ・四ヶ郷組合の解散に関する協議書 (令和 4 年 1 2 月 2 8 日)
- ・四ヶ郷組合の解散に伴う財産処分に関する協議書 (令和 4 年 1 2 月 2 8 日)

5 意 見

四ヶ郷組合は、昭和 46 年に四ヶ郷起伏堰から六ヶ郷樋尻に至る足守川を管理区域とし、水利土木事業を共同で処理することを目的として、岡山市及び倉敷市をもって組織された一部事務組合である。

長年にわたり農業用水の維持管理にかかる事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、令和5年4月1日に新協議会が設立されることに伴い、令和5年3月31日をもって解散した。

解散後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。

三 ケ 村 組 合

1 決 算 収 支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	1,479,000	879,000	600,000	68.3
歳 入 決 算 額	1,608,070	1,098,668	509,402	46.4
歳 出 決 算 額	591,077	710,598	△119,521	△16.8
歳入歳出差引額	1,016,993	388,070	628,923	162.1

歳入決算額は160万円、歳出決算額は59万円で、前年度に比べ歳入で50万円(46.4%)増加し、歳出で11万円(16.8%)減少している。歳入歳出差引額は101万円である。

2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	1,479,000	1,608,070	1,608,070	108.7	100
3 年 度	879,000	1,098,668	1,098,668	125.0	100
対前年度増減	600,000	509,402	509,402	△16.3	0
増 減 率	68.3	46.4	46.4	—	—

収入済額は160万円で、前年度に比べ50万円(46.4%)の増加となっている。予算現額に対する収入済額の割合は108.7%、調定額に対する収入済額の割合は100%となっている。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収 入 済 額	構 成 比 率	収 入 済 額	構 成 比 率	金 額	増 減 率
分担金及び負担金	1,220,000	75.9	583,000	53.1	637,000	109.3
繰越金	388,070	24.1	515,668	46.9	△127,598	△24.7
合 計	1,608,070	100	1,098,668	100	509,402	46.4

収入済額 160 万円は、分担金及び負担金 122 万円 (75.9%)、繰越金 38 万円 (24.1%) である。

分担金及び負担金 122 万円の内訳は、岡山市分担金 81 万円、倉敷市分担金 40 万円となっており、前年度に比べ 63 万円 (109.3%) の増加となっている。

繰越金は、前年度に比べ 12 万円 (24.7%) の減少となっている。

3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	支 出 済 額	執 行 率	不 用 額	不 用 率
4 年 度	1,479,000	591,077	40.0	887,923	60.0
3 年 度	879,000	710,598	80.8	168,402	19.2
対前年度増減	600,000	△119,521	△40.8	719,521	40.8
増 減 率	68.3	△16.8	—	427.3	—

支出済額は 59 万円で、前年度に比べ 11 万円 (16.8%) の減少となっている。執行率は 40.0% で、前年度に比べ 40.8 ポイント低下している。

不用額は 88 万円で、前年度に比べ 71 万円 (427.3%) の増加となっており、予算現額に対する割合は 60.0% で、前年度に比べ 40.8 ポイント上昇している。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支 出 済 額	構 成 比 率	支 出 済 額	構 成 比 率	金 額	増 減 率
議 会 費	217,205	36.7	214,954	30.2	2,251	1.0
総 務 費	164,193	27.8	122,226	17.2	41,967	34.3
農林水産業費	209,679	35.5	373,418	52.6	△163,739	△43.8
合 計	591,077	100	710,598	100	△119,521	△16.8

支出済額 59 万円は、議会費 21 万円 (36.7%)、農林水産業費 20 万円 (35.5%)、総務費 16 万円 (27.8%) である。

総務費は、前年度に比べ 4 万円 (34.3%) の増加となっている。

農林水産業費は、前年度に比べ 16 万円 (43.8%) の減少となっている。

4 解散に伴う事務について

(1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 1,016,993 円については、新協議会に引き継がれていた。

(2) 官公庁への届出について

「三ヶ村組合の解散届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付) が岡山県知事あてに提出されていた。

(3) 構成団体の協議書について

解散に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

- ・三ヶ村組合の解散に関する協議書 (令和 4 年 1 2 月 2 8 日)
- ・三ヶ村組合の解散に伴う財産処分に関する協議書 (令和 4 年 1 2 月 2 8 日)

5 意 見

三ヶ村組合は、昭和 46 年に水利土木事業を共同で処理することを目的として、岡山市及び倉敷市をもって組織された一部事務組合である。

長年にわたり農業用水の維持管理にかかる事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、令和 5 年 4 月 1 日に新協議会が設立されることに伴い、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散した。

解散後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。

六ヶ郷組合

1 決算収支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	8,048,000	8,648,000	△600,000	△6.9
歳 入 決 算 額	9,322,867	9,064,881	257,986	2.8
歳 出 決 算 額	5,205,808	7,139,084	△1,933,276	△27.1
歳入歳出差引額	4,117,059	1,925,797	2,191,262	113.8

歳入決算額は 932 万円、歳出決算額は 520 万円で、前年度に比べ歳入で 25 万円 (2.8%) 増加し、歳出で 193 万円 (27.1%) 減少している。歳入歳出差引額は 411 万円である。

2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	8,048,000	9,322,867	9,322,867	115.8	100
3 年 度	8,648,000	9,064,881	9,064,881	104.8	100
対前年度増減	△600,000	257,986	257,986	11.0	0
増 減 率	△6.9	2.8	2.8	—	—

収入済額は 932 万円で、前年度に比べ 25 万円 (2.8%) の増加となっている。予算現額に対する収入済額の割合は 115.8%、調定額に対する収入済額の割合は 100%となっている。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	金 額	増減率
分担金及び負担金	7,382,000	79.2	8,508,000	93.9	△1,126,000	△13.2
使用料及び手数料	15,070	0.2	13,770	0.1	1,300	9.4
財 産 収 入	0	0	5,309	0.1	△5,309	皆減
繰 越 金	1,925,797	20.6	537,802	5.9	1,387,995	258.1
合 計	9,322,867	100	9,064,881	100	257,986	2.8

収入済額 932 万円は、分担金及び負担金 738 万円 (79.2%)、繰越金 192 万円 (20.6%)、使用料及び手数料 1 万円 (0.2%) である。

分担金及び負担金 738 万円の内訳は、岡山市分担金 587 万円、倉敷市分担金 150 万円となっており、前年度に比べ 112 万円 (13.2%) の減少となっている。

繰越金は、前年度に比べ 138 万円 (258.1%) の増加となっている。

3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	不用率
4 年 度	8,048,000	5,205,808	64.7	2,842,192	35.3
3 年 度	8,648,000	7,139,084	82.6	1,508,916	17.4
対前年度増減	△600,000	△1,933,276	△17.9	1,333,276	17.9
増 減 率	△6.9	△27.1	—	88.4	—

支出済額は 520 万円で、前年度に比べ 193 万円 (27.1%) の減少となっている。執行率は 64.7%で、前年度に比べ 17.9 ポイント低下している。

不用額は 284 万円で、前年度に比べ 133 万円 (88.4%) の増加となっており、予算現額に対する割合は 35.3%で、前年度に比べ 17.9 ポイント上昇している。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支 出 済 額	構成比率	支 出 済 額	構成比率	金 額	増減率
議 会 費	389,305	7.5	386,305	5.4	3,000	0.8
総 務 費	170,301	3.3	143,829	2.0	26,472	18.4
農林水産業費	4,646,202	89.2	6,608,950	92.6	△1,962,748	△29.7
合 計	5,205,808	100	7,139,084	100	△1,933,276	△27.1

支出済額 520 万円は、農林水産業費 464 万円 (89.2%)、議会費 38 万円 (7.5%)、総務費 17 万円 (3.3%) である。

総務費は、前年度に比べ 2 万円 (18.4%) の増加となっている。

農林水産業費は、前年度に比べ 196 万円 (29.7%) の減少となっている。

4 解散に伴う事務について

(1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 4,117,059 円については、新協議会に引き継がれていた。

(2) 公有財産 (土地、基金) について

3 月末日の組合が保有する土地 3,963.00 ㎡については、倉敷市へ分配されていた。

3 月末日の基金残高 5,302,897 円については、岡山市及び倉敷市へ返金されていた。

(3) 官公庁への届出について

「六ヶ郷組合の解散届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付) が岡山県知事あてに提出されていた。

(4) 構成団体の協議書について

解散に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

- ・六ヶ郷組合の解散に関する協議書 (令和 4 年 12 月 28 日)
- ・六ヶ郷組合の解散に伴う財産処分に関する協議書 (令和 4 年 12 月 28 日)

5 意 見

六ヶ郷組合は、昭和 46 年に湛井十二箇郷幹線用水路のうち、六ヶ郷樋門から鑄物師樋門までを管理区域とし、水利土木事業を共同で処理することを目的として、岡山市及び倉敷市をもって組織された一部事務組合である。

長年にわたり農業用水の維持管理にかかる事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、

令和5年4月1日に新協議会が設立されることに伴い、令和5年3月31日をもって解散した。

解散後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。

西 一 郷 半 組 合

1 決算収支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	1,437,000	1,437,000	0	0
歳 入 決 算 額	2,097,715	2,054,389	43,326	2.1
歳 出 決 算 額	636,396	732,774	△96,378	△13.2
歳入歳出差引額	1,461,319	1,321,615	139,704	10.6

歳入決算額は209万円、歳出決算額は63万円で、前年度に比べ歳入で4万円(2.1%)増加し、歳出で9万円(13.2%)減少している。歳入歳出差引額は146万円である。

2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	1,437,000	2,097,715	2,097,715	146.0	100
3 年 度	1,437,000	2,054,389	2,054,389	143.0	100
対前年度増減	0	43,326	43,326	3.0	0
増 減 率	0	2.1	2.1	—	—

収入済額は209万円で、前年度に比べ4万円(2.1%)の増加となっている。予算現額に対する収入済額の割合は146.0%、調定額に対する収入済額の割合は100%となっている。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	金 額	増減率
分担金及び負担金	705,000	33.6	665,000	32.4	40,000	6.0
繰越金	1,321,615	63.0	1,318,289	64.2	3,326	0.3
諸収入	71,100	3.4	71,100	3.4	0	0
合 計	2,097,715	100	2,054,389	100	43,326	2.1

収入済額 209 万円は、繰越金 132 万円 (63.0%)、分担金及び負担金 70 万円 (33.6%)、諸収入 7 万円 (3.4%) である。

分担金及び負担金 70 万円の内訳は、倉敷市分担金 57 万円、岡山市分担金 12 万円となっており、前年度に比べ 4 万円 (6.0%) の増加となっている。

3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	不用率
4 年 度	1,437,000	636,396	44.3	800,604	55.7
3 年 度	1,437,000	732,774	51.0	704,226	49.0
対前年度増減	0	△96,378	△6.7	96,378	6.7
増 減 率	0	△13.2	—	13.7	—

支出済額は 63 万円で、前年度に比べ 9 万円 (13.2%) の減少となっている。執行率は 44.3% で、前年度に比べ 6.7 ポイント減少している。

不用額は 80 万円で、前年度に比べ 9 万円 (13.7%) の増加となっており、予算現額に対する割合は 55.7% で、前年度に比べ 6.7 ポイント上昇している。

(1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支 出 済 額	構成比率	支 出 済 額	構成比率	金 額	増減率
議 会 費	244,371	38.4	173,205	23.6	71,166	41.1
総 務 費	161,878	25.4	117,100	16.0	44,778	38.2
農林水産業費	230,147	36.2	442,469	60.4	△212,322	△48.0
合 計	636,396	100	732,774	100	△96,378	△13.2

支出済額 63 万円は、議会費 24 万円 (38.4%)、農林水産業費 23 万円 (36.2%)、総務費 16 万円 (25.4%) である。

議会費は、前年度に比べ 7 万円 (41.1%) の増加となっている。

総務費は、前年度に比べ 4 万円 (38.2%) の増加となっている。

農林水産業費は、前年度に比べ 21 万円 (48.0%) の減少となっている。

4 解散に伴う事務について

(1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 1,461,319 円については、新協議会に引き継がれていた。

(2) 公有財産 (土地) について

3 月末日の組合が保有する土地 282.00 m²については、倉敷市へ分配されていた。

(3) 官公庁への届出について

「西一郷半組合の解散届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付) が岡山県知事あてに提出されていた。

(4) 構成団体の協議書について

解散に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

- ・西一郷半組合の解散に関する協議書 (令和 4 年 12 月 28 日)
- ・西一郷半組合の解散に伴う財産処分に関する協議書 (令和 4 年 12 月 28 日)

5 意 見

西一郷半組合は、昭和 46 年に水利土木事業を共同で処理することを目的として、岡山市及び倉敷市をもって組織された一部事務組合である。

長年にわたり農業用水の維持管理にかかる事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、令和 5 年 4 月 1 日に新協議会が設立されることに伴い、令和 5 年 3 月 31 日をもって解散した。

解散後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。